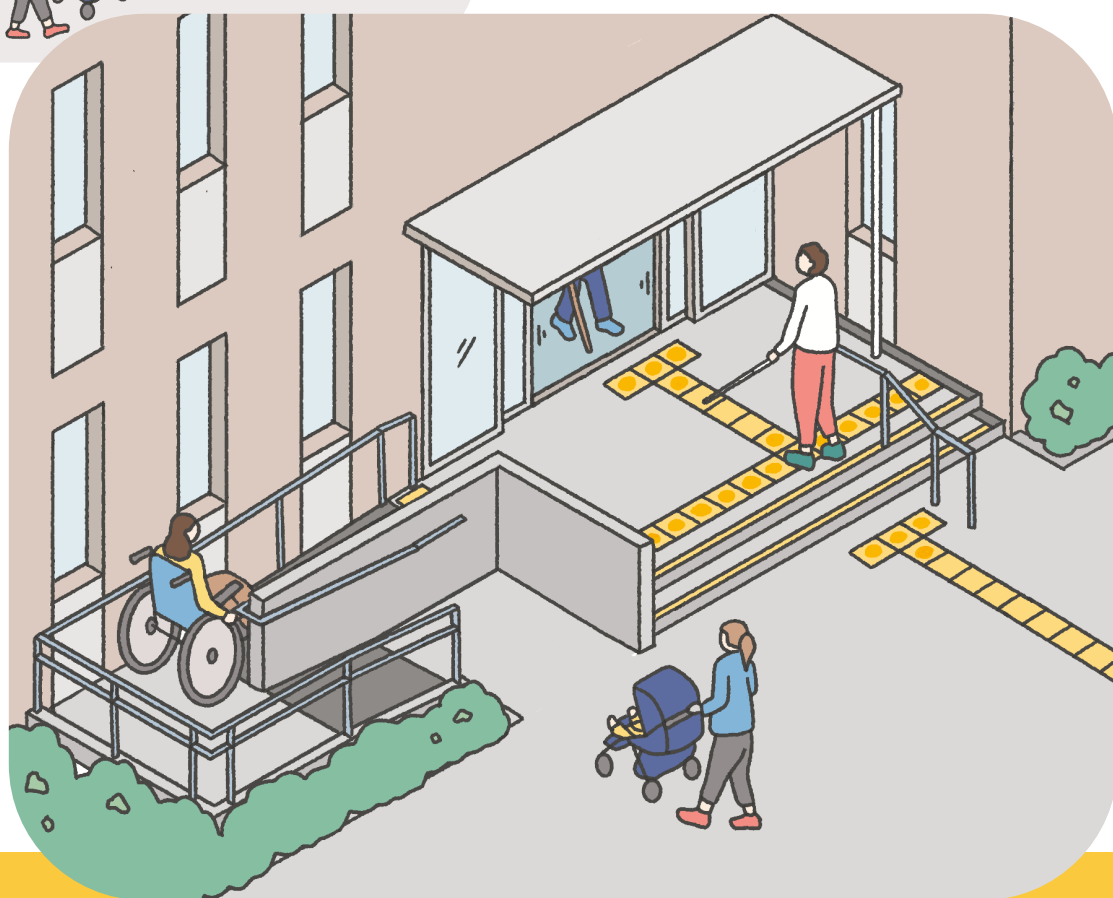
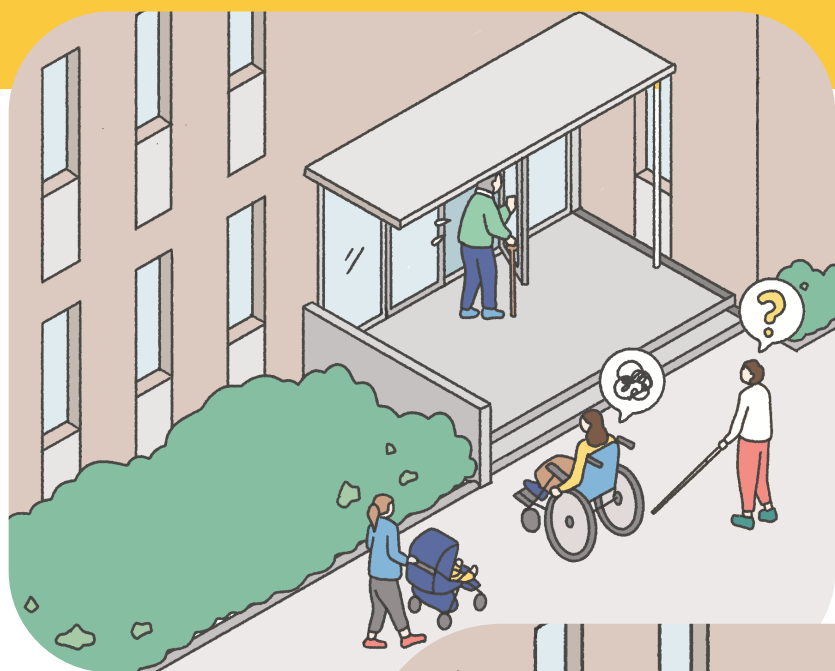


## バリアフリー改修・改善のポイント



# 目次

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| <b>1. 計画・設計の考え方</b>          | <b>1</b> |
| (1) 改修・改善の目標設定と事業計画の検討       |          |
| (2) 計画・設計及び工事の実施             |          |
| <b>2. 単位空間等ごとの改善・改修のポイント</b> | <b>2</b> |
| (1) 敷地内の通路                   |          |
| (2) 駐車場                      |          |
| (3) 建築物の出入口                  |          |
| (4) 屋内の通路                    |          |
| (5) 階段                       |          |
| (6) エレベーター                   |          |
| (7) 案内表示                     |          |
| (8) 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備 |          |
| (9) 利用居室の出入口                 |          |
| (10) 便所・洗面所                  |          |
| (11) 客室                      |          |
| (12) 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室・楽屋     |          |
| (13) 劇場、競技場等の客席              |          |
| (14) 店舗内部                    |          |
| (15) 段差解消機                   |          |
| (16) 写真の出典                   |          |

# 1. 計画・設計の考え方

## (1) 改善・改修の目標設定と事業計画の検討

既存建築物の改善・改修においても、基本的には新築と同様のバリアフリー化が達成されることが求められる。

新築とは違い、既存建築物の場合には利用者のニーズや課題がどこにあるか、施設の管理運営がどのように行われているか等について利用者から事前に把握することができる。

利用者や施設を管理運営する従業員等の意見を十分にくみ上げ、現状及び課題を十分に把握した上で、改善・改修の目標を定めることが重要となる。

既存建築物のバリアフリー化の目標達成に向けては、必要に応じ複数年にわたる段階的・継続的な改修・改善を計画となる場合もある。また、その際には、積極的に国や地方公共団体によるバリアフリー化のための改修等の支援事業の活用を計画・検討する。

面積や構造の制約によりバリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的に対応する部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっては、基本的なバリアフリー対応にはハード及び備品等の設置・貸出しで対応することとし、その上で、高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や利用者への個別サービスのあり方（合理的配慮を含む）を検討する。

## (2) 計画・設計及び工事の実施

改善・改修によって必要な有効幅員や空間の確保、便房や浴室等の設備の設置を行う場合には、構造躯体の状況（柱梁・構造壁の配置、床の構造、階高寸法・梁下寸法等）や既存設備配管の位置・状況等について、事前に十分な調査・検討を行う必要がある。あわせて設備等の建築基準法や関係法令への適合について、十分に検討する必要がある。

施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用者に影響しないよう、仮設施設の設置、工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めること等の工夫を行う必要がある。

経年劣化により機能・効果が低下している案内板や表示板（標識）、駐車場等の舗装面の表示、視覚障害者誘導用ブロック等がある場合には、これらの更新を行う。

移動等円滑化経路に相当する敷地内の通路や屋内の通路、エレベーターホール等にベンチ・案内板・植木鉢等が置かれて有効幅員を確保できない場合や利用者の通行に支障や危険が生じている場合は、改善・改修とあわせてこれらを移動する等、使用状況等の改善を図る。

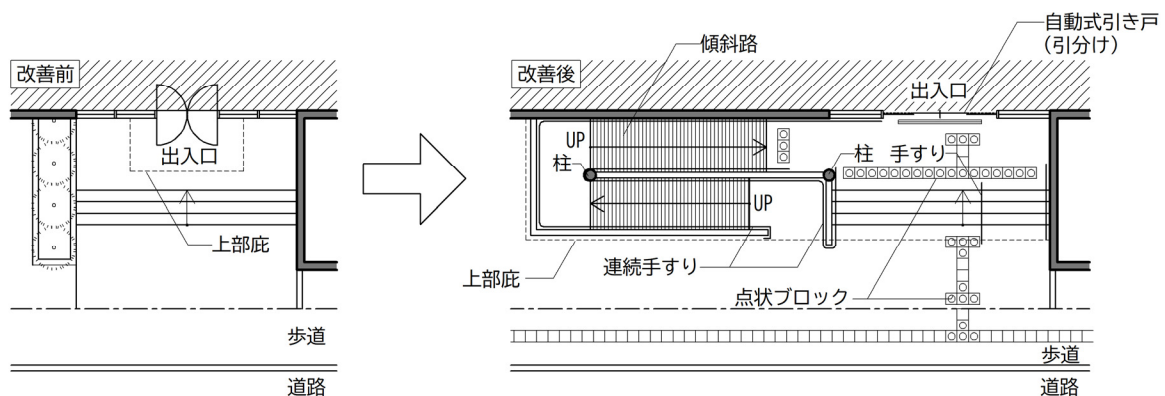
また、視覚障害者誘導用ブロック等の上に玄関マットや物品が置かれている、インターホンの周囲に物品が置かれている等、視覚障害者の通行に支障や危険が生じている場合には、改善・改修とあわせてこれらを移動する等、使用状況等の改善を図る。

## 2. 単位空間等ごとの改善・改修のポイント

### (1)敷地内の通路

- ・ 建築設計標準第2章 1.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、1.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 移動等円滑化経路に相当する敷地内の通路に段がある場合には、傾斜路を設けることにより段を解消する。構造やスペースの制約により傾斜路を設けることができない場合は、段差解消機を設ける。
  - ・ 雨天時等に滑りやすい通路・傾斜路がある場合には、表面の仕上げを濡れても滑りにくい材料に変更する。
- ・ 施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用者に影響しないよう、一時的な動線を確保する等の工夫が必要となる。

#### <改善例1>

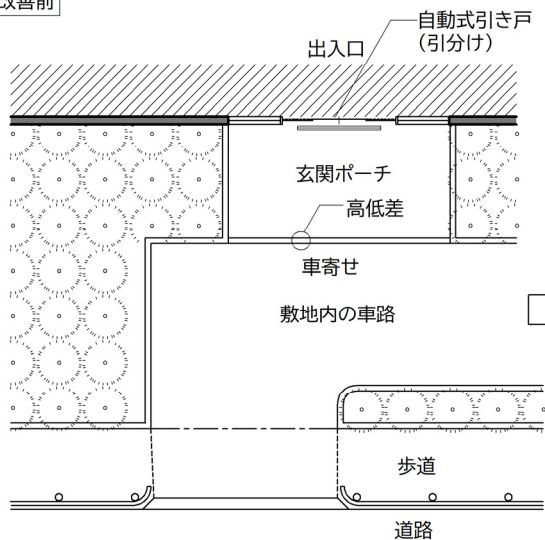


- ・ 敷地内の通路に高低差がある場合
- ・ 傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・ 出入口が開き戸の場合

- ・ 傾斜路を設ける
- ・ 階段を視覚障害者のための経路とし、視覚障害者用誘導用ブロックを連続して敷設する
- ・ 出入口を自動式引き戸に改善する
- ・ 手すりを設置する
- ・ 玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する

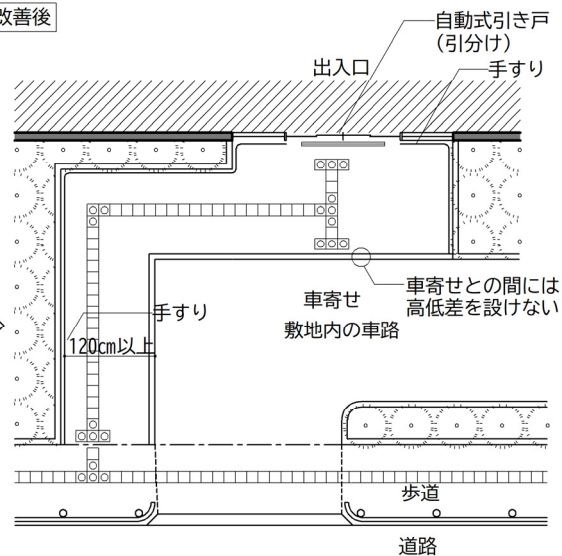
## <改善例2>

改善前



- ・玄関ポーチに段差がある場合
- ・敷地内の通路がなく高齢者、障害者等への配慮がない場合

改善後



- ・敷地内の通路を新設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・玄関ポーチまで連続する手すりを設置する

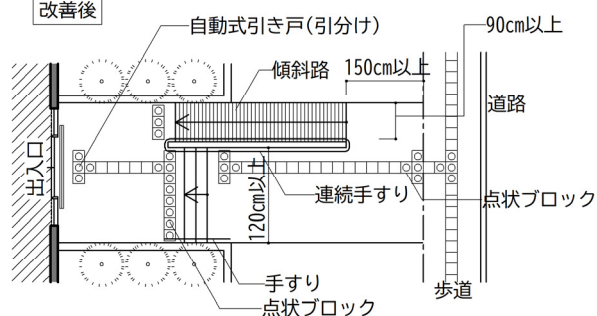
## <改善例3>

改善前



- ・敷地内の通路に高低差がある場合
- ・傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

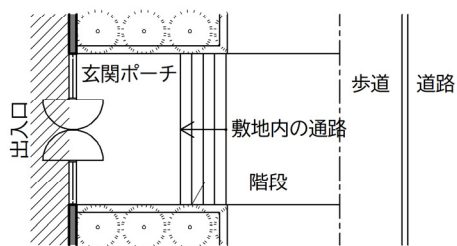
改善後



- ・傾斜路を設ける
- ・階段及び傾斜路に手すりを設置する
- ・階段、傾斜路を視覚障害者のための経路とし、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する

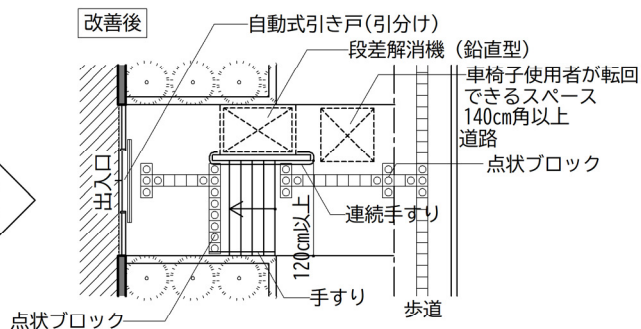
## <改善例4>

改善前



- ・敷地内の通路に高低差があるが、敷地内の通路が狭く傾斜路が設置できない場合
- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

改善後



- ・段差解消機(鉛直型)を設置する
- ・階段に手すりを設置する
- ・階段を視覚障害者のための経路とし、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設する
- ・出入口を自動式引き戸に改善する

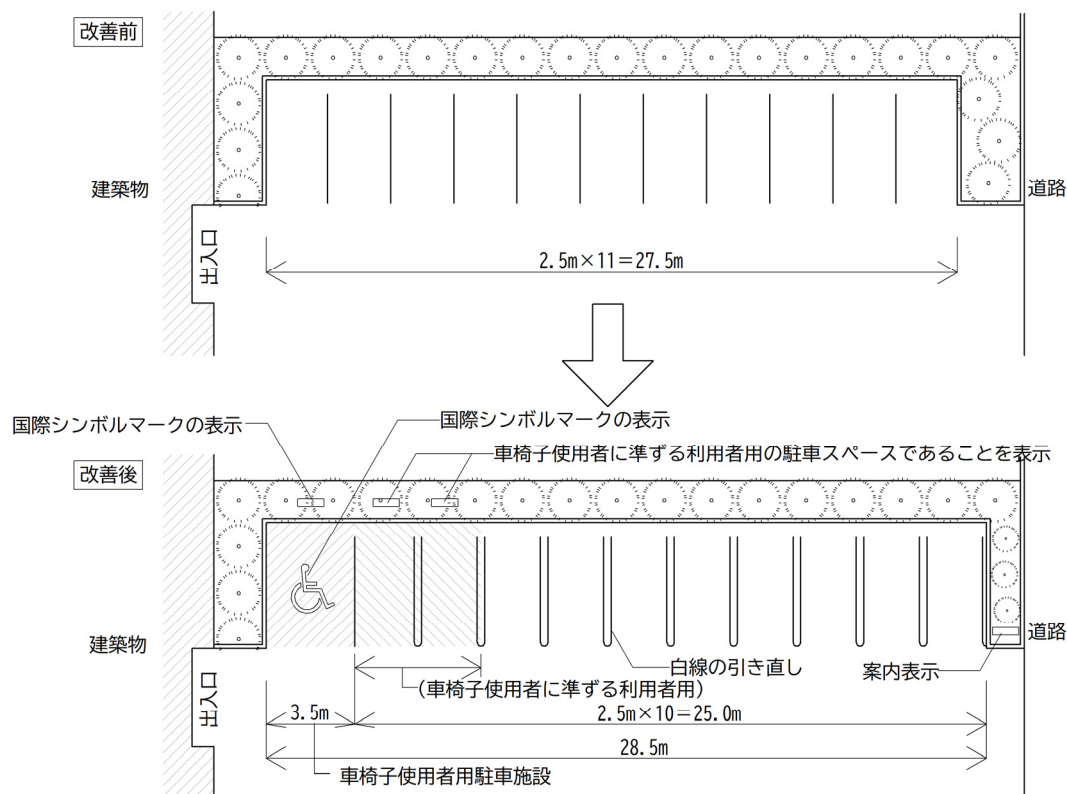
## (2)駐車場

- ・建築設計標準第2章 2.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、2.2.3・2.3.1・2.4.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・車椅子使用者用駐車施設が無い場合には、建築物の出入口に近い位置に車椅子使用者用駐車施設を設ける。さらに高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口に至る経路を整備する。
  - ・地域の実情や施設の利用状況等に応じ、車椅子使用者用駐車施設以外に優先駐車区画を建築物の出入口に近い位置に設けることが望ましい。
  - ・改善・改修により設けた車椅子使用者用駐車施設、優先駐車区画には、表示板（標識）や舗装面の表示を設ける。
- ・既存の車椅子使用者用駐車施設等において、車両高さ制限の制約により、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等（車高 230cm 以上）の駐車ができない場合には、乗り降り可能な場所を別途確保する、当該車両が駐車できるスペースに誘導する工夫を行う等、運用面での柔軟な対応を行うことができるように備える。

### 【車椅子使用者用駐車施設の車高制限を超えた場合の対応例】

|                                                                 |                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1                                                               | 既存駐車場内において、一部のエリアで車高が確保できる場合には、車椅子使用者用駐車施設を設け、当該エリアの車高制限や誘導案内表示を行う。 |
| 2                                                               | 同一敷地内の臨時の車椅子使用者用駐車施設（屋外）に駐車誘導する。                                    |
| 3                                                               | 同建築物内のマイクロバス専用駐車場等に代替えとして駐車誘導する。                                    |
| 4                                                               | 天井が高い車寄せの一面に、車椅子が乗り降り可能な臨時駐車施設を設けて駐車誘導する。                           |
| 5                                                               | 提携する近隣のホテルや民間の車椅子使用者用駐車場に駐車誘導する。                                    |
| （共通）施設の HP 等において駐車可能な車両高さ等の情報提供を行う。<br>事前連絡受付、事前連絡が無くても柔軟に対応する。 |                                                                     |

### <改善例>



### (3)建築物の出入口

- ・ 建築設計標準第2章 3.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、3.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

- ・ 移動等円滑化経路に相当する出入口の有効幅員は、80 cm以上とする。
- ・ 移動等円滑化経路に相当する出入口の戸の前後に高齢者や視覚障害者のつまずきの原因や車椅子使用者の通行の支障となる高低差がある場合には、建具の交換や傾斜路を設けること等によりこれを解消する。

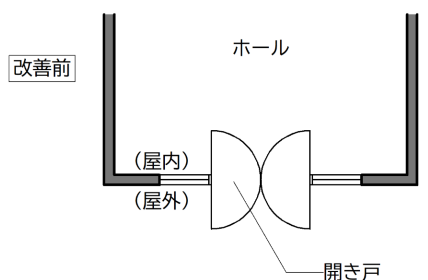
- ・ 移動等円滑化経路に相当する出入口の開き戸が重く使いにくい場合で、引き戸を設けることができる場合には、自動式引き戸か手動式引き戸に交換する。

### <設計例>

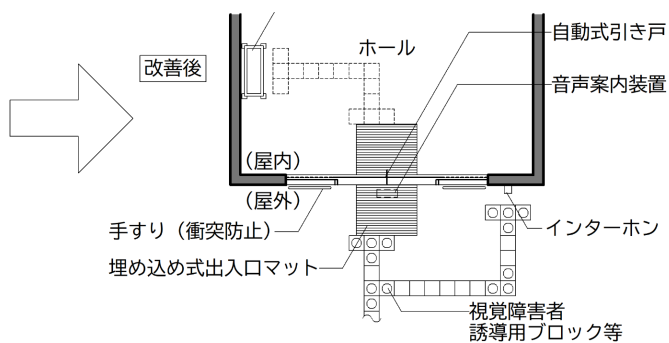


- ・ 改修による自動式引き戸（有効幅100cm）の設置、出入口前後の高低差の解消

### <改善例1>

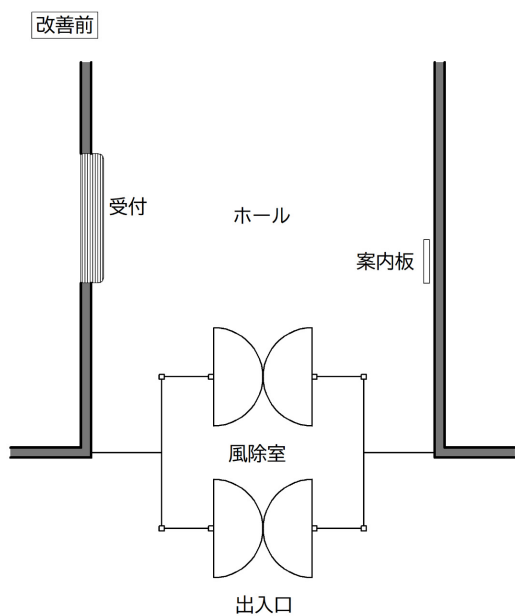


- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

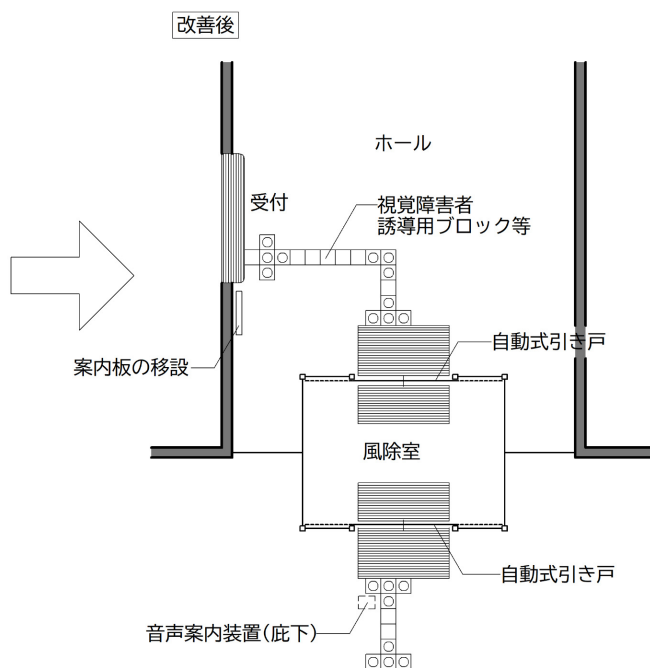


- ・出入口を開き戸から自動式引き戸へ変更する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・点字等による案内板を設置する
- ・音声案内装置を設置する
- ・衝突防止のための手すりを設置する
- ・ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

### <改善例2>



- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合
- ・受付がある場合

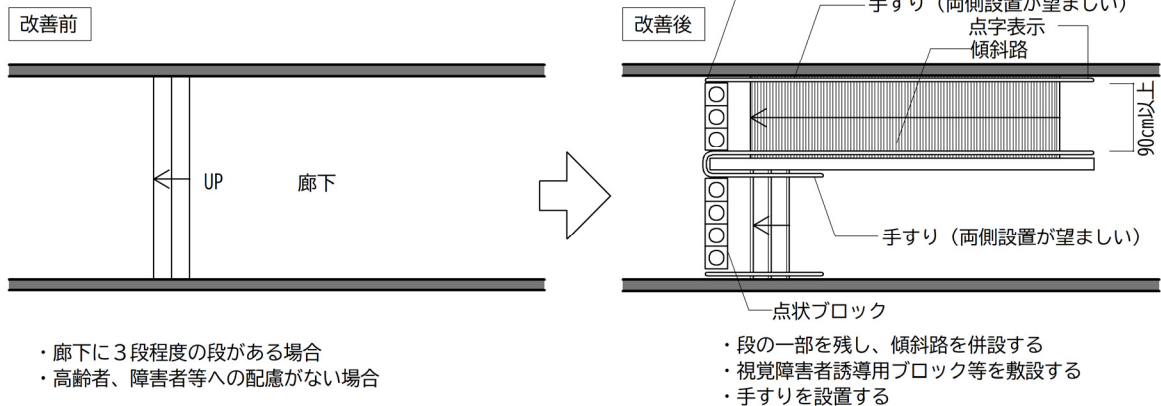


- ・自動式引き戸に改善する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・音声案内装置を設置する
- ・ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

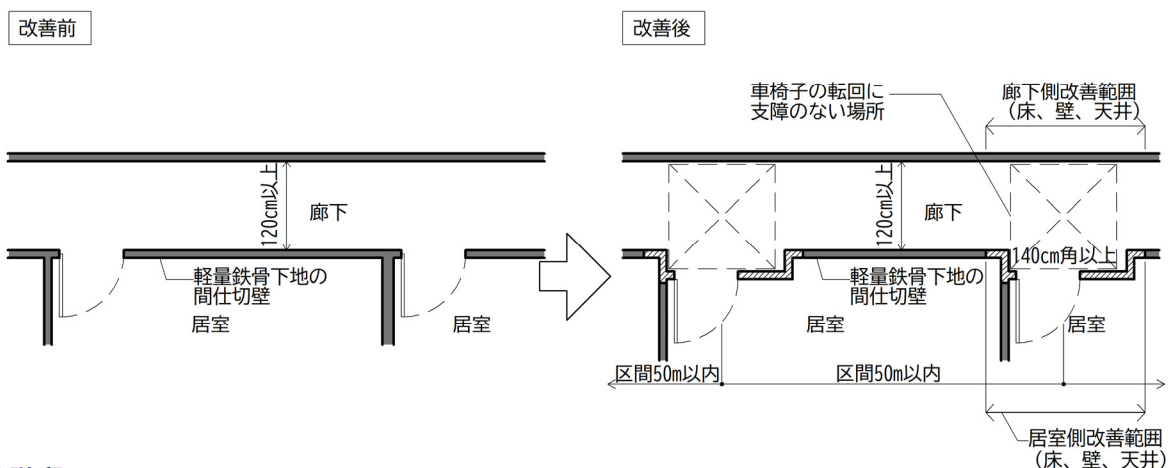
## (4) 屋内の通路

- ・ 建築設計標準第2章 4.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、4.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 移動等円滑化経路に相当する屋内の通路に段差がある場合には、傾斜路を設けることにより段差を解消する。構造やスペースの制約により傾斜路を設けることができない場合は、段差解消機等を設ける。
  - ・ 床に凹凸がある場合には、これを解消し平滑な仕上げとする。
- ・ 施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用者に影響しないよう、一時的な動線を確保する等の工夫が必要となる。

### <改善例1>



### <改善例2>



## (5) 階段

- ・ 建築設計標準第2章 5.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、5.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 手すりが無い場合には、手すりを設ける。
  - ・ 踏面の端部（段鼻）が認識しづらい場合には、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差を大きくするよう、踏面の端部（段鼻）の滑り止めの色を工夫する。

## (6)エレベーター

- ・ 建築設計標準第2章 6.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、6.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 音声による案内を設ける。
  - ・ 構造上の理由によりエレベーターを設けることが困難な場合には、車椅子利用者対応エスカレーターや段差解消機を設けることにより対応する。

## (7)案内表示

- ・ 建築設計標準第2章 7.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、7.2.2 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められる。

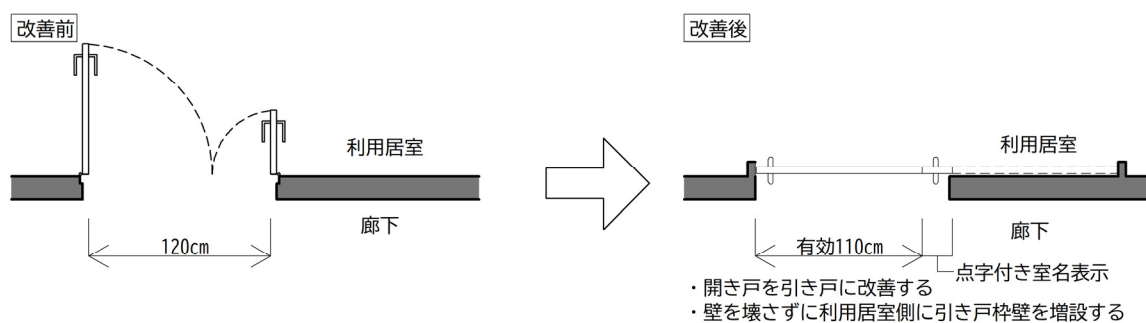
## (8)視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備

- ・ 建築設計標準第2章 8.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、8.2.2 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められる。

## (9)利用居室の出入口

- ・ 建築設計標準第2章 9.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、9.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 出入口の有効幅員は80 cm以上とする。
  - ・ 戸の前後に高齢者や視覚障害者のつまずきの原因や車椅子利用者の通行の支障となる高低差がある場合には、戸・枠の交換や傾斜路を設けること等により、これを解消する。
  - ・ 開き戸の場合には、通行者との衝突防止、開閉動作等のための十分なスペースを確保する。
  - ・ 引き戸を設けることができる場合には、引き戸に交換する。

### <改善例>



## (10)便所・洗面所

---

### ①計画・設計の考え方

- ・ 建築設計標準第2章 10.1 計画・設計の考え方に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 「車椅子使用者用便房」、「オストメイト用設備を有する便房」が無い場合には、1以上の「車椅子使用者用便房」、「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。
  - ・ 面積や構造による制約があり、「オストメイト用設備を有する便房」を男子用及び女子用の便所に設けることができない場合には、男女共用の「車椅子使用者用便房」又は「男女共用の広めの便房」にオストメイト用設備を付加する。
- ・ 改善・改修により「車椅子使用者用便房」や「オストメイト用設備を有する便房」、「乳幼児用設備を有する便房」、「男女共用の広めの便房」を設ける場合、和風便器から腰掛便座への変更を行う場合には、総便房数が減る可能性があるため、施設用途や利用者の実態に応じた便房数の設定や配置に留意する。必要な便房数や床面積の確保方法としては、便所部分のレイアウトの工夫、隣接する倉庫等を活用したスペースの拡充等が考えられる。

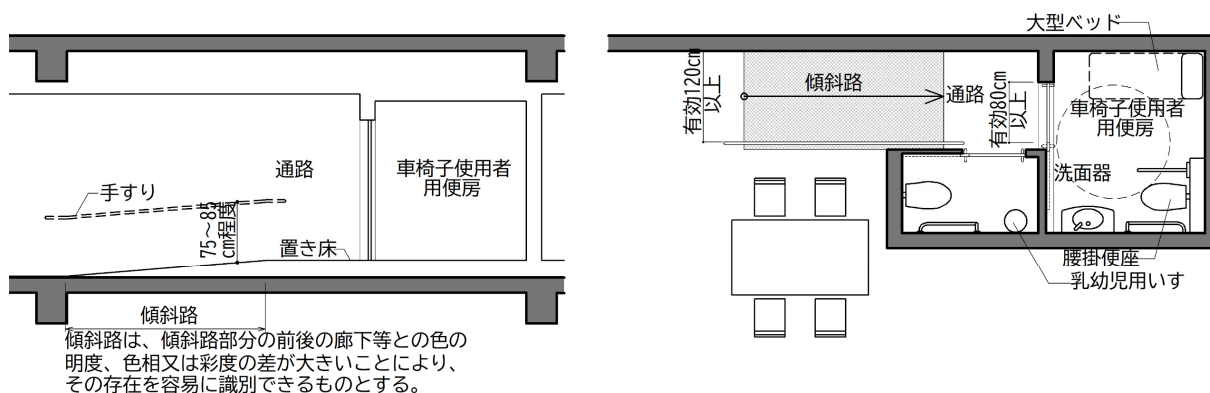
### ②車椅子使用者用便房

- ・ 建築設計標準第2章 10.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、10.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、面積や構造による制約があり対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の（電動）車椅子用者が360°回転できるよう、直径180 cm以上の円が内接できるスペースを設ける。
  - ・ 車椅子使用者用便房前の通行空間や引き戸の引き手側寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も検討する。
  - ・ 折れ戸を設ける場合は便房の内側に十分な開閉スペースを確保する。
  - ・ 車椅子使用者用便房を設けることが困難な場合には、車椅子使用者も利用できる広さを有する男女共用の広めの便房を設ける。
- ・ 改善・改修により車椅子使用者用便房または車椅子使用者も利用できる広さを有する男女共用の広めの便房（以下：車椅子使用者用便房等という。）を設ける場合には、利用居室から当該便房までの経路について段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。床の段差解消の方法としては、以下が考えられる。
  - a) 便所・便房の手前に傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）を設ける。
  - b) 躯体の床下がり範囲に便所・便房を設ける。

- ・既存のテナントビル（貸しビル）の共用部に便所や車椅子使用者用便房がなく、専有部（例：店舗内）に車椅子使用者用便房等を設ける場合には、専有部内の床の段の解消を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を整備する。床の段差解消の方法としては、以下の手法が考えられる。

- a) 躯体の床下がり範囲がある場合には、その範囲に便所・便房を設ける。
- b) 改修した便所・便房の手前に段差がある場合には、傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）を設ける。
- c) 専有部の出入口付近に段差がある場合には、傾斜路等を設け、専有部全体の床を高くして、便所・便房の床高さと合わせる。

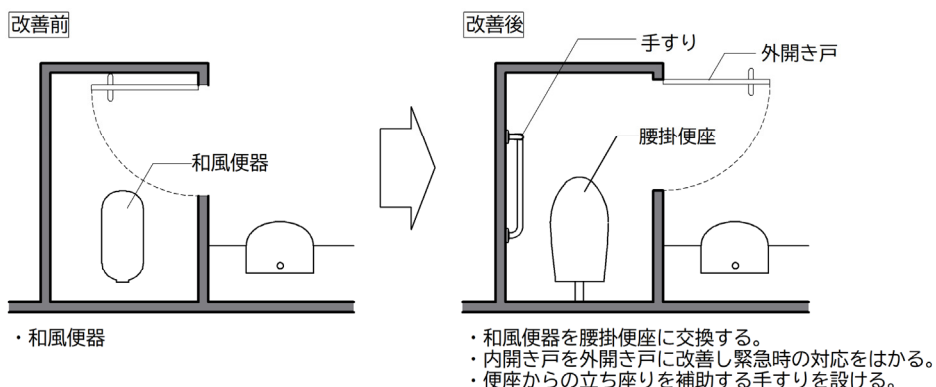
#### ○改善例（便所・便房の手前に傾斜路を設ける場合）



## ②一般の便房

- ・建築設計標準第2章 10.6.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・便器が和風便器の場合には、腰掛便座に変更する。
  - ・手すりを設けた便房を1以上（腰掛便座の便房と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1以上）設ける。
- ・改善・改修により総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や配置に留意する。必要な便房数や床面積の確保方法としては、便所部分のレイアウトの工夫、隣接する倉庫等を活用したスペースの拡充等が考えられる。

#### <和風便器から腰掛便座への改修の例>



(11)客室

### ①共通事項

- ・一般客室 2 室の 1 室化による車椅子使用者用客室等への改修等、客室数の減少や客室面積の増加（客室の価格の増加）等を伴う改修・改善や大がかりな改修・改善の実施については、経営上の視点、個別対応の視点も取り入れて検討することが必要となる。

留意点：既存躯体や設備配管等の確認

- ・客室の床スラブの構成（段差の有無）、階高寸法・梁の位置・梁下寸法（客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保）、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

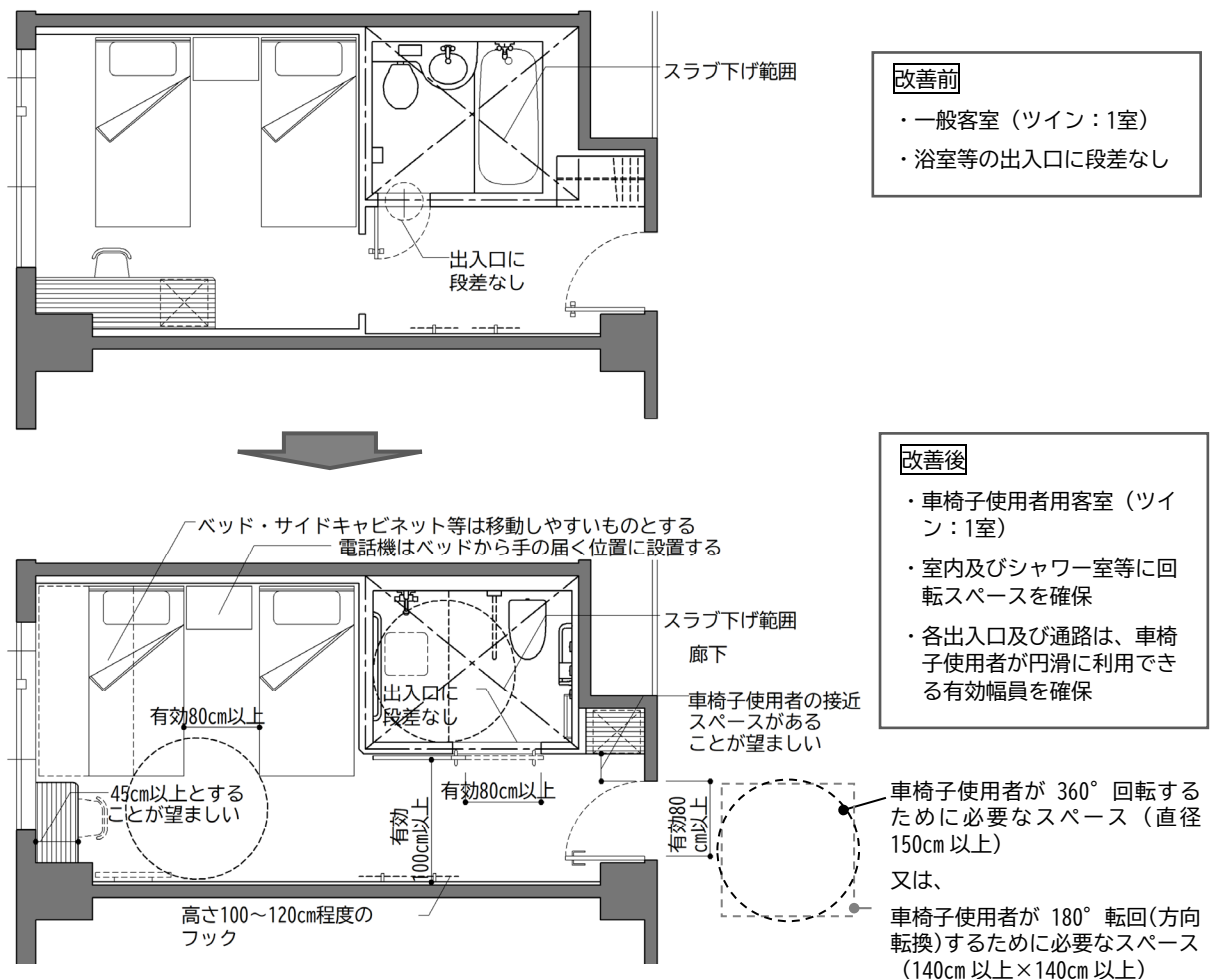
## ②車椅子使用者用客室

- ・建築設計標準第2章 11.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、11.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

a)既存の一般客室等（便所・浴室等の出入口に段差なし）から車椅子使用者用客室に改善・改修する場合

- ・コスト低減を考慮して躯体の床下がりの範囲を維持し、車椅子使用者用のシャワー室・便房一体タイプに改修し、スペースの効率化を図ることが考えられる。(改善例 a)

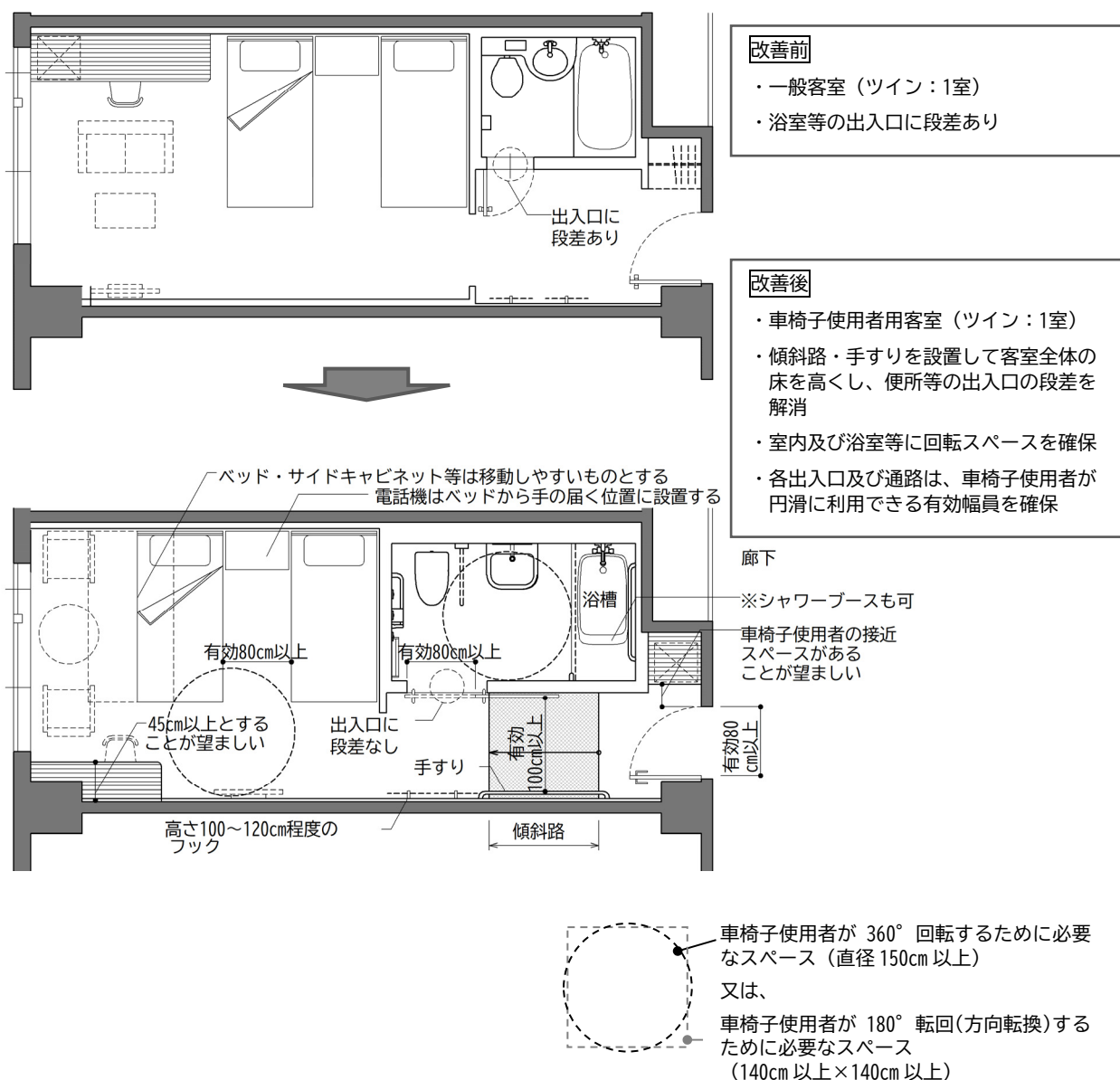
＜改善例a：一般客室1室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム）に改修する例＞



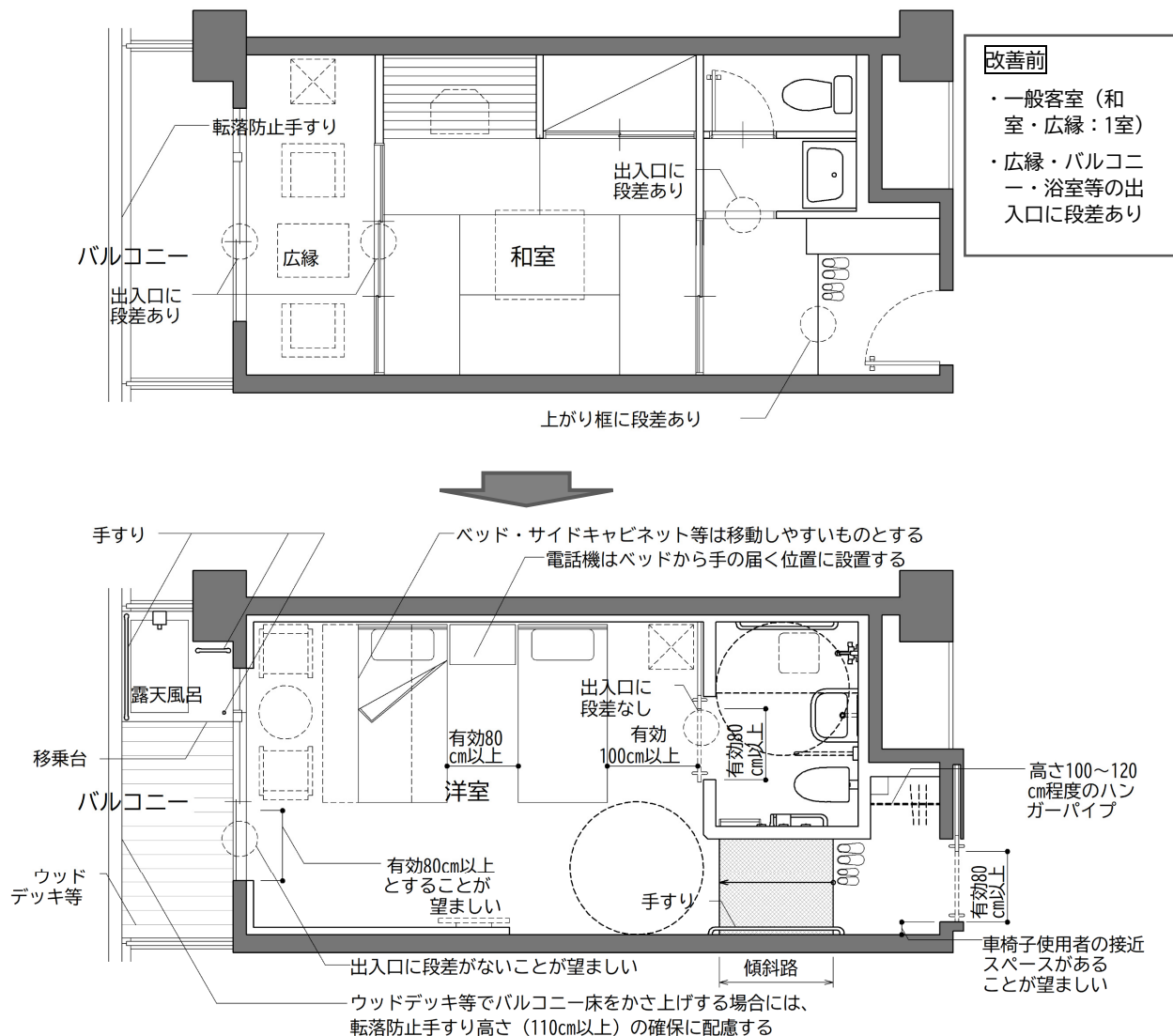
**b)既存の一般客室等（便所・浴室等の出入口に段差あり）から車椅子使用者用客室に改善・改修する場合－その1**

- ・客室内に傾斜路を設け、客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとあわせることが考えられる。（改善例 b-1、b-2、e）
- ・傾斜路の勾配は 1/12 を超えないもの（高さ 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えないもの）とする。また、傾斜路の少なくとも片側に手すりを設けることが望ましい。

**<改善例b-1：一般客室1室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム）に改修する例>**



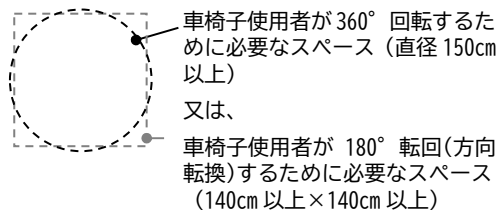
<改善例b-2：大浴場を持つ旅館の一般客室1室（和室）を車椅子使用者用客室1室（洋室・ツインルーム）に改修する例>



**改善後**

- ・車椅子使用者用客室（洋室（ツイン）：1室）
- ・上がり框を撤去の上、傾斜路・手すりを設置して客室全体の床を高くし、浴室等の出入口の段差を解消
- ・室内及び浴室等に回転スペースを確保
- ・各出入口及び通路は、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保
- ・バルコニーの床をウッドデッキ等によりかさ上げし、バルコニー出入口の段差を解消
- ・バルコニーには、移乗台・手すり付の露天風呂を設置

- ・上がり框の段差を解消するために設けた傾斜路



**c)既存の一般客室等（便所・浴室等の出入口に段差あり）から車椅子使用者用客室に改善・改修する場合－その2**

- ・客室内の便房・浴室等の手前に傾斜路（据え置き型スロープの設置を含む）を設ける。
- ・傾斜路の勾配は 1/12 を超えないもの（高さ 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えないもの）とする。また、傾斜路の少なくとも片側に手すりを設けることが望ましい。

**<設計例>**



- ・3室を1室化したうえで、浴室の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路（勾配 1/12、高さ11cm）



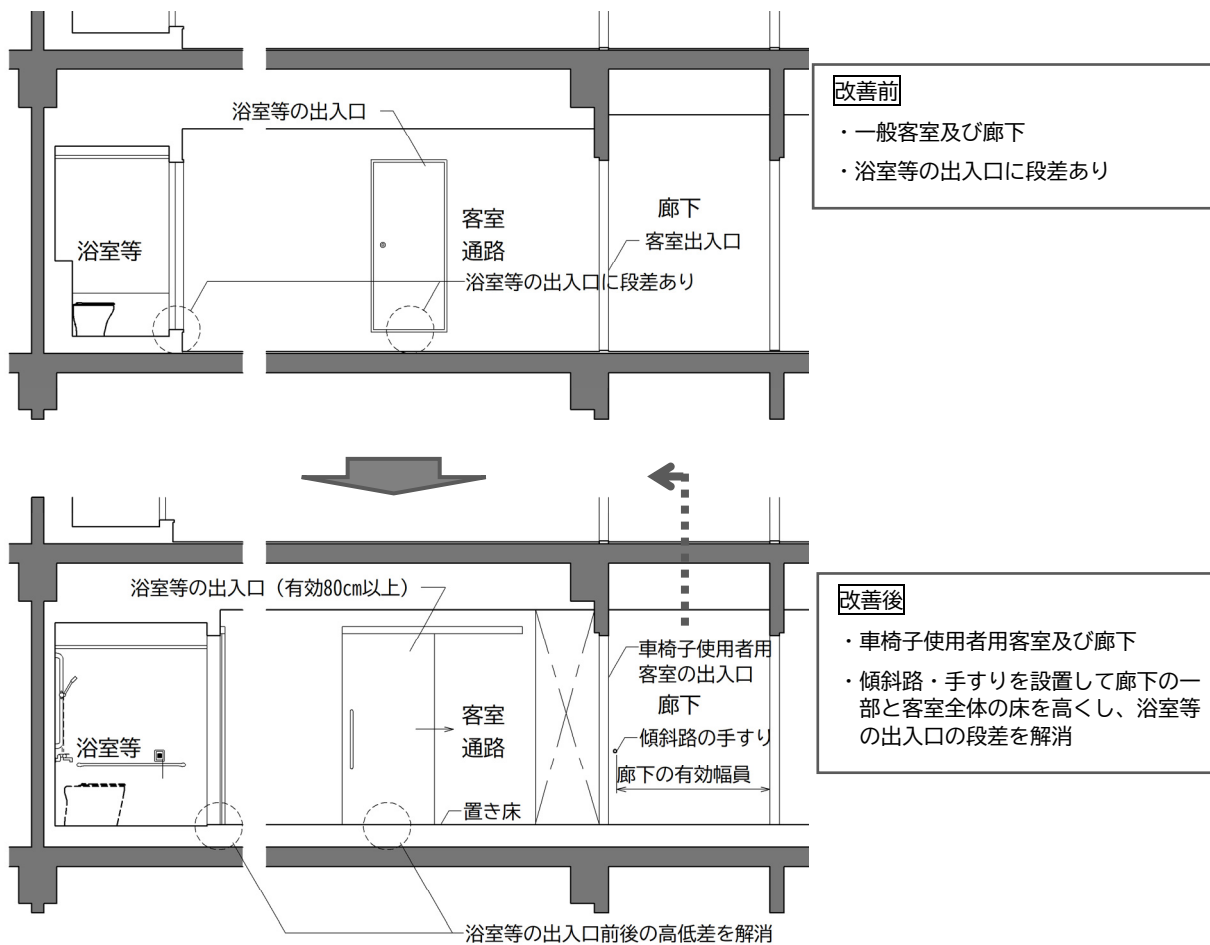
- ・浴室等の出入口の段差を解消するため、便房・浴室等の出入口前後に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ12cm）

**d)既存の一般客室等（便所・浴室等の出入口に段差あり）から車椅子使用者用客室に改善・改修する場合－その3**

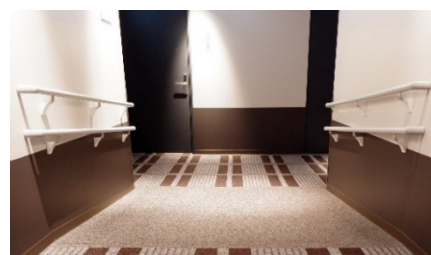
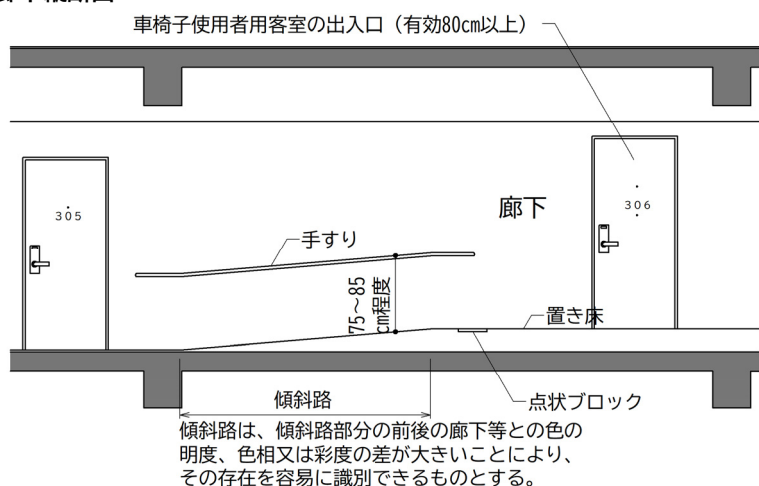
- ・（客室外の）廊下に傾斜路を設け、車椅子使用者用客室全体の床高さを高くすることも考えられる（改善例 d）。
- ・傾斜路の勾配は 1/12 を超えないもの（高さ 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えないもの）とし、傾斜路部分の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。また、傾斜路の少なくとも片側に手すりを設けることが望ましい。

<改善例d：共用廊下を段差解消して、一般客室を車椅子使用者用客室に改修する例>

○廊下横断面（客室内—廊下）



○廊下縦断面

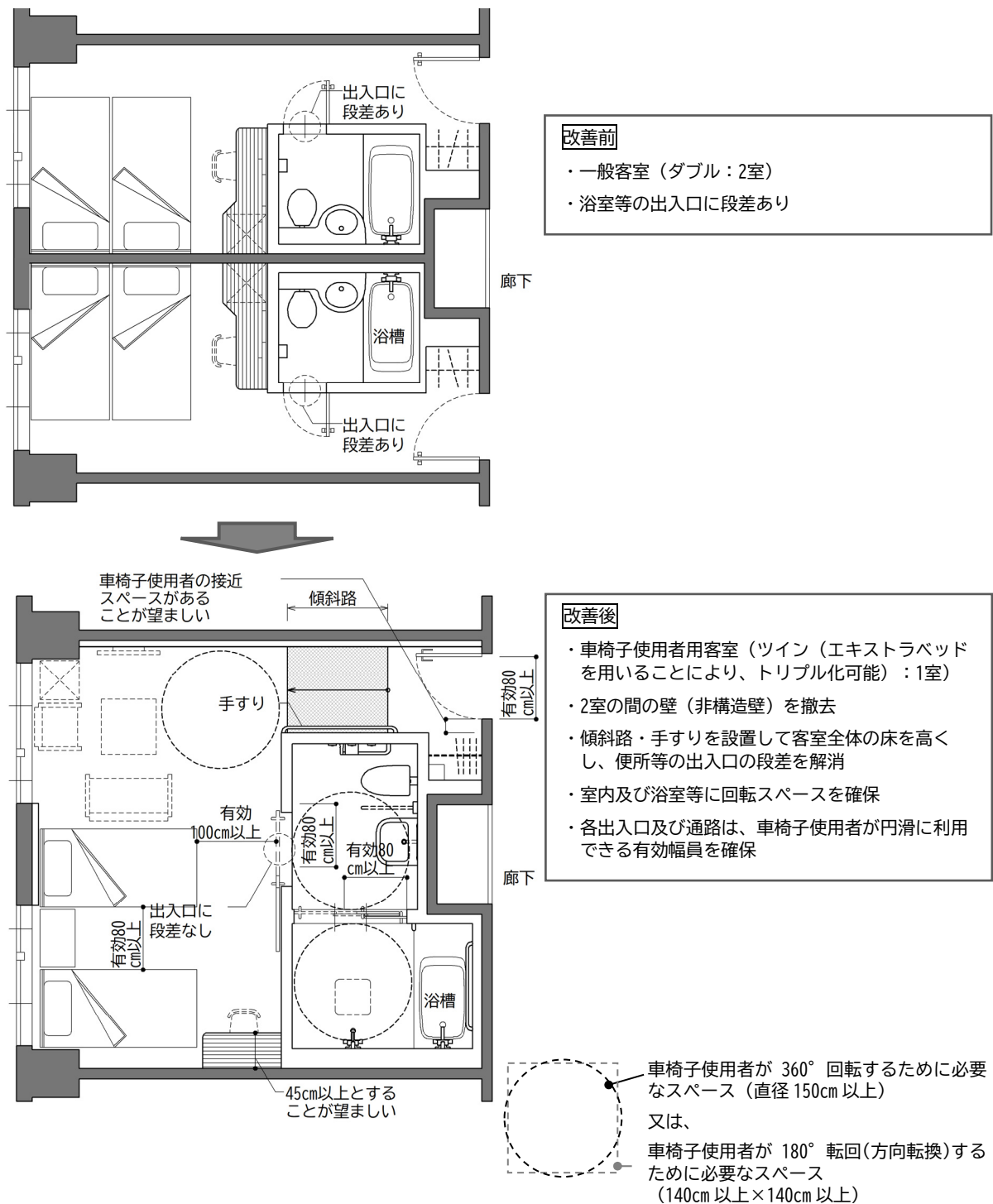


- ・客室内の浴室等の出入口の段差を解消するため、廊下に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ16cm）

### e)車椅子使用者用客室としての広さが、既存の客室1室では不足する場合

- ・客室内に車椅子の回転スペース等を確保し、また車椅子使用者用便所・浴室等を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば、2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化する（改善例 e）、3つの客室の間仕切り壁を撤去して2室化する等により、客室の規模・間取りを変更することが考えられる。

#### <改善例e：一般客室2室を車椅子使用者用客室1室（ツインルーム）に改修する例>



### <設計例>



・2室を1室化したうえで、浴室等の出入口の段差を解消するため、客室の出入口付近に設けられた傾斜路（勾配1/12、高さ20cm）



・2室を1室化したうえで、浴室等の出入口の段差を解消するため、客室の出入口付近に設けられた傾斜路（勾配1/10、高さ16cm）

## ②一般客室

- ・建築設計標準第2章 11.3.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・便房、浴室等の出入口の有効幅員は、対応が困難な場合を除き 75cm 以上とする。
  - ・必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等を行うためには、①を参考とした工夫が必要となるが、限られた空間で必要なスペースを確保するには、①に加え、家具の配置を変えることも有効である。
  - ・便房、浴室等の出入口の有効幅員や必要なスペースを確保するには、ユニットバスの交換や戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。
- ・車椅子利用者用客室の整備が技術的に困難な場合においては、可能な範囲で基準を目安に車椅子使用者の利用に配慮した一般客室を整備することや、11.3.1 標準的な整備内容に基づく一般客室を整備することで、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるような環境を整えることが重要となる。

## ③客室共通

- ・建築設計標準第2章 11.4.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められる。

## (12)浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室・楽屋

---

- ・ 建築設計標準第2章 12.2.2・12.3.1・12.4.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 車椅子使用者が利用できる浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室・楽屋を設ける。
  - ・ 車椅子使用者用浴室等を設ける場合には、利用居室から車椅子使用者用浴室等までの経路の、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

## (13)劇場、競技場等の客席

---

- ・ 建築設計標準第2章 13.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、13.2.3・13.3.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 車椅子使用者用客席を設ける場合には、既存の一般客席数列分のスペースが必要となるほか、床の嵩上げと傾斜路を設けることにより、サイトラインの確保に努める。

<設計例>



・ 改修により、内野席に設けられた車椅子使用者用観覧席  
(サイトライン確保のため床面を嵩上げしている)

## (14)店舗内部

---

- ・ 建築設計標準第2章 14.2.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。
  - ・ 店舗の用途と通路の性格に応じ、通路の有効幅員を確保する。
  - ・ 床に凹凸がある場合には、これを解消し平滑な仕上げとする。
  - ・ 主要な経路上の通路に段差がある場合には、傾斜路を設けることにより段差を解消する。スペース等の制約により傾斜路を設けることができない場合には、段差解消機を設ける。

## <設計例>



インターホン



段差解消機スペースのドア



段差解消機

・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された段差解消機（ホテル内の店舗）



・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された傾斜路（ホテル内の店舗）

## (15) 段差解消機

・建築設計標準第2章 18.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、18.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

・構造やスペースの制約により、昇降路を階段と区画した専用路型の段差解消機を設けるスペースがなく共存型の段差解消機とする場合には、階段の有効幅員の確保に留意する。

## (16) 写真の出典

| ページ | 位置 | 撮影場所、出典、又は提供者               |
|-----|----|-----------------------------|
| P5  |    | 富士喜ビル                       |
| P13 |    | ホテルはつはな                     |
| P14 | 左  | 後楽ガーデンホテル（後楽賓館）             |
| P14 | 右  | 京王プラザホテル                    |
| P15 |    | RAKURO京都 -THE SHARE HOTELS- |
| P17 | 全て | 後楽ガーデンホテル（後楽賓館）             |
| P18 |    | 楽天生命パーク宮城                   |
| P19 | 全て | 京王プラザホテル                    |

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 別冊  
バリアフリー改修・改善のポイント

令和7（2025）年5月

国土交通省